

# 点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和4年3月



## はじめに

大学における学校評価は、学校教育法第109条第1項において、「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている。

大学と短期大学部を併設する本学は、それぞれに自己点検評価委員会を設置しているものの、事務局は共通していること等の理由から委員会は合同で開催している。

開学初年度は、認証評価制度の確認、自己点検評価書の様式の策定、点検評価ポートフォリオの作成等について、手探りの中検討を重ね、令和3年7月にホームページ上に令和2年度自己点検評価ポートフォリオとして公表することができた。点検・評価の手法は未熟であると自戒しつつも、本学の教育研究活動等の目的や特徴、成果を示し、社会に対する説明責任は果たすことができたと考えている。

令和3年度の自己点検評価を進めるにあたり、7年以内に一度受審する機関別認証評価の評価機関を見据えた報告書様式の再検討を行ったが、初年度に引き続き、一般財団法人大学教育質保証・評価センターが定める点検評価ポートフォリオを準用することとなった。

この点検評価ポートフォリオは、「基準1 基盤評価：法令適合性の保証」「基準2 水準評価：教育研究の水準の向上」「基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展」の3つの評価基準からなっている。基準1の様式には、守るべき法令や設置基準が併記されており、2年目の点検評価作業においても、改めて法令適合性に立ち返ることが重要であることを認識させられた。特に本大学は文部科学省のアフターケア期間中であり、設置計画を、忠実に、着実に実行することが求められている立場にある。その点において、令和3年度の自己点検評価報告も、法令や設置基準、設置計画に基づく適切な点検ができたと感じている。

また、本ポートフォリオの作成に当たっては、点検項目ごと担当委員会等において実施状況の記入、関連資料等の収集・作成を行っているため、教職員の多くがこの作業に携わっていることも、意義の有ることと考えている。

大学の質保証システムは、単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、そうした一連の営みを通して情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識した「社会に開かれた質保証」の実現が求められている。

今後も、継続的に自己点検評価の取り組みを推進し、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学学長  
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長  
(自己点検評価委員会委員長)

鈴木 滋彦

## 目次

大学の概要	1
大学の目的	5
<b>I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	9
ロ 教員組織に関する事	13
ハ 教育課程に関する事	17
ニ 施設及び設備に関する事	25
ホ 事務組織に関する事	29
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	33
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	37
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	39
リ 財務に関する事	45
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	49
<b>II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>59</b>
<b>III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>69</b>
認証評価共通基礎データ	83

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

(Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture)

### (2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

### (3) 学部等の構成

生産科学科

### (4) 学生数及び教職員数

<学生数>

(年・人)

学科名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数	
					R 2	R 3
生産科学科(農林業短期 大学士(専門職))	2	100	—	200	77	92

<教員数>

(人)

	専任教員数						兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産科学科	6	5	10	—	21	—	28

<教員以外の職員数>

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	—	1	1
事務職員	—	19	19
技術職員	—	1	1
図書館専門職員	—	1	1
その他の職員	—	—	—
計	0	22	22

※大学と兼務を含む

## (5) 理念と特徴

### 〈基本理念〉

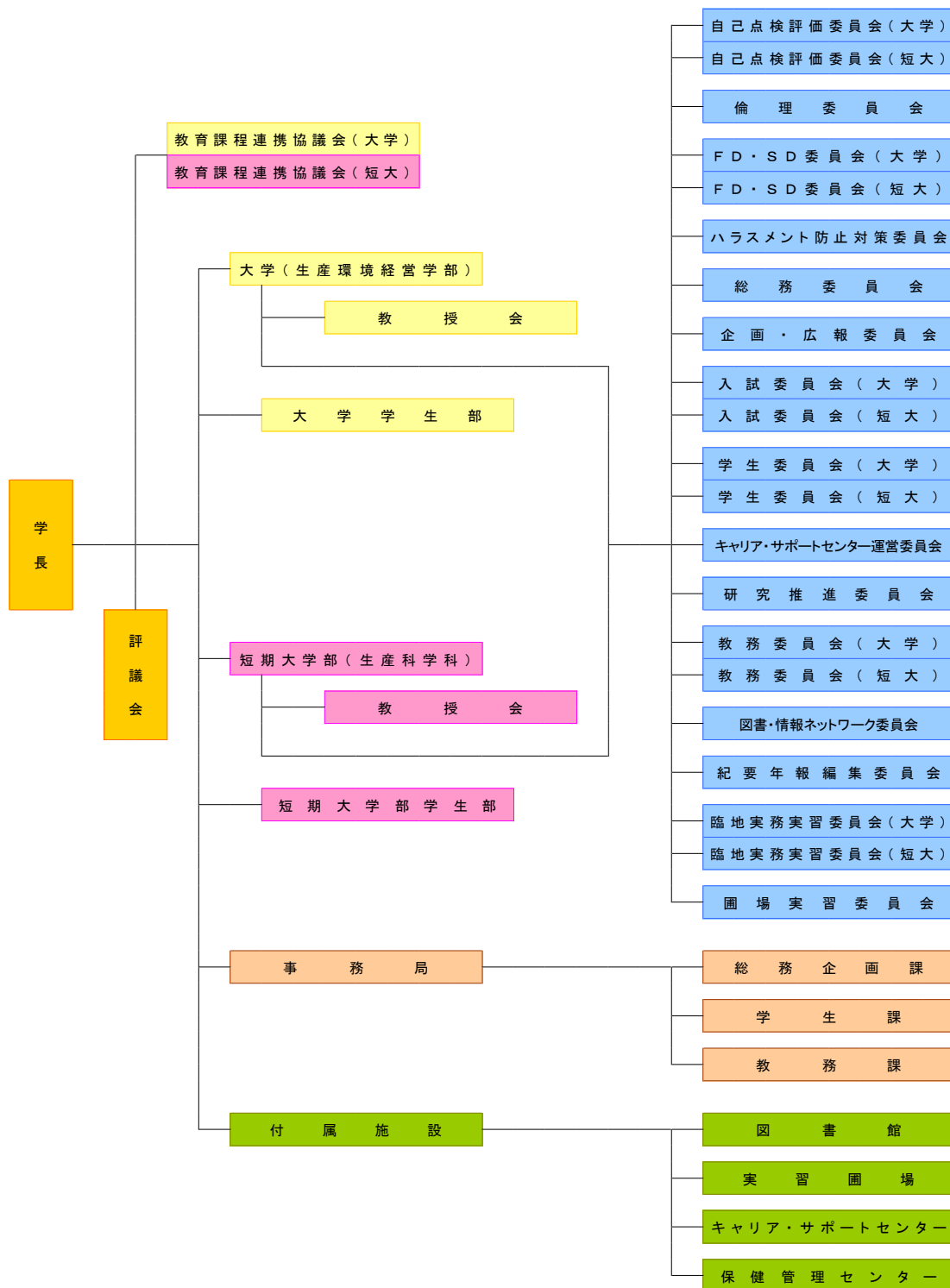
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

### 〈本学の特徴〉

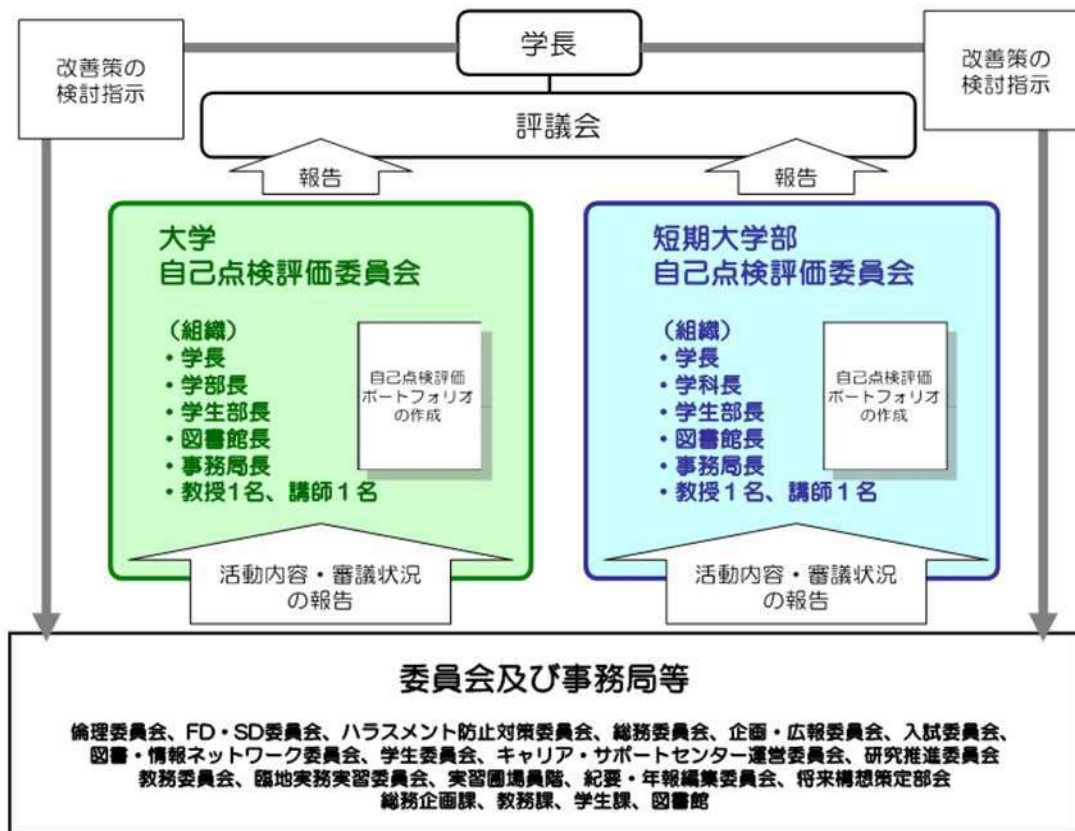
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ① コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ② 少人数授業
- ③ クォーター制の導入
- ④ 栽培、林業、畜産の各分野の経営体における臨地実務実習
- ⑤ 現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑥ 1年次全寮制の導入

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図





## 大学の目的

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料



## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的

本学は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

#### 2) 収容定員

収容定員は次のとおりとする。(人)

学科	入学定員	収容定員
生産科学科	100	200

収容定員200名に対して、専任教員が21名（教員1人当たりの学生数は9.5人）いることから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、講義は40人以下で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる作目別の圃場実習など、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で行うこととしている。

入学者選抜において、令和2年度は推薦選抜（指定校推薦選抜及び学校長推薦選抜）の志願者数が想定外に少なく、77人の入学者となったことから、積極的な広報の実施に加え、県内農業関係高校教員等へのヒアリングにより学生の意識を分析する等、学生確保のための総合的な対策を講じている。その結果、令和3年度の志願者数は増加し、92名が入学した。

学生の動向として、令和2年度入学生77人のうち1人は精神疾患で休学、1人は単位未取得で留年となり、75人が卒業した。令和3年度入学生92人のうち1人は精神疾患で休学、2人は動物アレルギーが判明して畜産実習が困難となったこと、実家へ経済援助するため就職する理由で退学したため89人が進級した。

3) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材を養成するという本学の特色を示すものである。また、4年制大学である静岡県立農林環境専門職大学と併設する短期大学のため、同大学の「短期大学部」と表記している。

イ 学部及び学科の名称

「生産科学科」

農林業を営む上で最も重要である「生産」に関する確かな知識と技術を中心に学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させる人材の養成を行うことから、「生産科学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学（短期大学部）となるよう、令和元年度に一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定した。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”と Forestry (林業) や Forest (森) の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	多くの方から親しまれる大学（短期大学部）となるよう、愛称を設けていること。
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>教育基本法</b>	
<p>第七条（大学）            大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。            2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部            学則 第1条（目的）【資料A 01-03-2】</p> <p>大学HP  <a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/</a></p>
<b>学校教育法</b>	
<p>第八十三条            大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。            ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	<p>（同上）</p>
<p>第八十三条の二            前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。            ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	
<b>専門職短期大学設置基準</b>	
<p>（教育研究上の目的）            第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<p>（教育基本法第7条と同一）</p>
<p>（学科）            第五条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。            2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。</p>	
<p>（収容定員）            第六条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第十八条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。            3 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。            4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則 第21条（収容定員）【資料A 01-03-2】</p>
<p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
<p>（専門職短期大学等の名称）            第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。            2 専門職短期大学及び学科（この項及び第七十二条において「専門職短期大学等」という。）の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学HP「愛称・校章について」            【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/</a>】</p>





## □ 教員組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 管理運営体制

学長、学科長、事務局長を中心に効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制としており、学長、学科長、事務局長、大学学部長で構成する「4役会議」を2週毎に実施し、学内の運営に関する案件等の共有化を図っている。大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。

なお、本学は大学併設であるため、短期大学運営のガバナンスの観点から、学長は大学の学長を兼務しており、「評議会」も大学の事項を併せて審議している。

#### 2) 教授会

学則第14条に設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程に基づき、教授会を運営している。教授会は、全ての専任の教授、准教授、講師で構成し、次の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

##### <審議事項>

ア 教員の人事

イ 学生の入学及び卒業

ウ 学位の授与

エ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和3年度は、14回開催され(令和3年4月5日、4月27日、6月15日、7月15日、8月10日、9月7日、10月5日、11月2日、12月7日、令和4年1月13日、2月1日、2月14日、3月11日、3月28日)、短期大学部の運営に関するすべての必要事項について協議(各種委員会での検討事項については報告)が行われた。

#### 3) 教員組織及び専任教員数

教員組織については、学則第3章-第7条(職員)、第7条の2(学長)、第8条(学科長)、及び第11条(学生部長)においてそれぞれの役職を置くことを定めている。

栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な専任教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置している。なお、実習系科目では静岡県立農林環境専門職大学教員を兼任教員として共同担当することで計画から実施まで円滑に行えるようにしている。

下記のうち、完成年度より前に定年を迎える者が1人いるが、定年規程(静岡県立農林環境専門

職大学短期大学部教員定年規程) に特例を設け、完成年度まで引き続き同一職位で勤務できるとしている。

分野別・職位別の教員構成 (人)

分野	職位別の人数 (うち実務家教員の数)			
	教授	准教授	講師	合計
栽培	3 (3)	2 (2)	4 (4)	9 (9)
林業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
畜産	2 (1)	1 (1)	3 (2)	6 (4)
その他*	0 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (2)
合計	6 (5)	5 (4)	10 (8)	21 (17)

\* 農業経営、食品加工、農村社会論等

なお、教員名簿は、大学のWebページ内にある設置認可関係書類のページから確認できる。

4) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。

ただし、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学の教育歴が豊富な教員を学術系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。授業担当は教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案し、教員選考委員会を組織して平成30年8月28日にこの委員会で決定した。決定した教員の担当科目についてはカリキュラムの変更に伴い教員審査を受け、設置認可時に適合を与えられ、この任務どおりに授業を受け持たせて実施している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	「4役会議」、「評議会」、「教授会」、各種「委員会」を組織して定期的な審議のもと学内運営を実施している他、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。
改善を要する点	併設する静岡県立農林環境専門職大学の学生に対する実習を短大教員が主に担当しているため、担当・協力体制の見直し等が必要である。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法</p> <p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第14条【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程【資料A 02-02-2】</p>
<p>専門職短期大学設置基準</p>	
<p>(教員組織)</p> <p>第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第7条【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】</p>
<p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第34条から第38条を参照すること</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】</p>
<p>(授業科目の担当)</p> <p>第二十九条 専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第三十二条及び第五十九条第一項において「教授等」という。)に担当させるものとする。 2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程【資料A 07-01】</p>
<p>(専任教員)</p> <p>第三十一条 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の専門職短期大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】</p>
<p>(専任教員数)</p> <p>第三十二条 専門職短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数(第五十八条第一項に規定する共同学科(以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第五十九条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p>	<p>設置認可関係書類「教員名簿」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】</p>
<p>※ 専任教員の数については、専門職短期大学設置基準別表第一を参照すること</p>	
<p>(実務の経験等を有する専任教員)</p> <p>第三十三条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。 2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴</p>	

<p>(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p>	
--	--

## ハ 教育課程に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 学生の受け入れ・入学者選抜（担当：入試委員会）

##### ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第24条により規定している。

##### イ 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和3年度の入試委員会は、5回(4月6日、5月17日、6月23日、10月8日、11月15日)、その他、入学試験後の合格候補者の判定会議を2回(令和3年12月1日、令和4年2月9日)を開催した。前年度同様、秘匿性の高い入試問題を扱う点や大学では一般入試に大学入学共通試験を採用する点等から、基本的に大学とは別会議としている。

令和4年度入学者選抜について、短期大学部入試委員会では、推薦入試の小論文問題作成、論文・面接採点基準の確認、一般選抜入試では小論文の問題作成、理科(生物基礎・化学基礎)入試問題の設定、入学者選抜試験の面接官、採点担当者の選定・配置、合格候補者の選定等を担当し、推薦入試では受験者88名(募集80名)から78名の合格候補者、一般入試では受験者27名(募集22名)から23名の合格候補者を選定し、計101名を決定した。

新型コロナウイルス感染症対策として、文科省が定めたガイドラインに基づき、発熱、濃厚接触等の理由で受験できなかった受験生に対して、推薦入試、一般入試とも追試験を設定し、受験生に不利益が及ばないように十分配慮した。結果的には、該当する学生はいなかった。

入学者選抜の実施に当たっては、感染拡大に備え、リモートによる面接・小論文作成方法の検討と具体的準備も行い不測の事態に備えた。

一般入試における理科の問題は、基礎的事項の理解度で選抜する難度の問題とし、基礎学力のある受験生を選抜した。小論文では、推薦入試は「SDGs(持続可能な開発目標)に関する農業分野の貢献に関する基礎知識とそれに対する自分の考え」を問う問題、一般入試では「農業の多面性の1つである生物多様性に配慮した農業経営と経営に及ぼす影響について自分の考え」を問う問題とし、基礎的知識とともに本学で具体的に学びたい目的意識を問う設問とした。

なお、大学と短期大学部を併願する受験生の負担軽減のため、一般入試では昨年まで実施していた課題図書設定方式の小論文を取りやめた。また、外国人選抜における日本語会話力と記述能力の採点基準は、外国人在校生の講義・実習を担当する教員の聴き取りを元に、一般学生と同様に、問われた事項を正確に理解し、論理性を持った回答・記述ができているかどうかを評価しやすい採点方式に改めた。

#### <選抜体制>

学内教職員による入試委員会を組織し、学長の指揮のもとに入学試験の企画・検討・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会と学科長で構成する合格候補者判定会において合格候

補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会において学長が決定した。

#### <選抜方法>

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等を適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、推薦型選抜、特別型選抜を実施した。県内農業関係高校を対象とした指定校推薦選抜については、一部の高校で推薦枠が活用されていないことから、次年度以降、学校別推薦枠数の検討を実施する予定としている。

#### <社会人、外国人留学生に対する配慮>

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、適切な支援を行った。

### 2) 教育課程の編成方針

本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すると学則第29条に規定している。

### 3) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告するとともに、学則第16条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和3年度の第1回連携協議会は9月14日に開催を予定していたが、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発令により書面開催となった。書面では、①実習科目のカリキュラムについて、②カリキュラムの過密に対する改善について、③その他、教育に関する提言や提案について、という3項目について構成員から提言や意見をいただいた。主な提言・意見は下記のとおりである。

#### ① 実習について

- ・経営を知るために損益分岐点を計算するなどの取組が重要である。
- ・GAP以外のしずおか農林水産物認証やJAS有機認証等の制度や手続を学ぶようにしてほしい。
- ・経営分析に基づく将来計画の策定やシミュレーションを学ばせてほしい。
- ・林業コースの実習のように、生産から販売まで産業の全体像を把握することができるような反転学習を実施してほしい。
- ・即戦力となり得るための技能（農業機械の操作など）が重要である。
- ・HACCP制度の考え方に基づく食品衛生管理の方法も学ばせてほしい。
- ・実習テーマを明確にし、レポートや発表会を通じて実習先へのフィードバックが必要である。
- ・農場管理アプリの活用など、管理のための技能や手法を使いこなせるようにしてほしい。
- ・農業機械の安全指導の徹底、強化をお願いしたい。

## ② カリキュラムについて

- ・企業実習で実際の経営に参加しても多くを学ぶことは難しいため、割り切って時間配分を少なくすることも検討したらどうか。
- ・短大では、必ずしも必修を要求しない科目もあるのではないか。
- ・学生に選択させる余地を持たせるため、共通ベースは残しつつ、スリム化して選択制を増やす方法もあるのではないか。
- ・自由な学びの確保のため、卒業単位数が一般的な短大（62単位）と比べて68単位は多いのではないか。

## ③ その他

- ・保健体育で体力テストを実施してほしい。
- ・スマート農業など最先端技術等との接点の場を増やして欲しい。
- ・有機農業について学習するカリキュラムの配置や専門的に学ぶコースを新設して欲しい。
- ・流通・加工業者から消費者までの各段階の生の声を聞いて欲しい。

以上、これらの意見・提言に対する本学の対応案について、教務委員会及び教授会で検討し、委員にフィードバック(別紙資料)するとともに、短大カリキュラムワーキングチームにおいてカリキュラムを検証することとした。

第2回協議会は令和4年3月18日に開催した。今回の議題に先立ち、第1回協議会の書面開催における意見・提言に対する本学の回答に対しての意見を伺ったが特になく、対応の方針について理解していただいた。

「短期大学部のカリキュラムについて」を議題とし、GAP演習、労働安全に関する授業、企業実習の3点についての現状と課題を報告し、各委員に意見を求めた。主な意見は、下記の通りである。

- ・林業実習とも関係するが、チェーンソーの騒音による労働災害がある。この対策について、教育機関であると同時に研究機関のシンクタンクとして、改善策を研究して欲しい。
- ・GAPはとても良い取り組み。しずおか認証への取り組みも良い。農場を整備していくと悪い事例がなくなっていくので、悪い事例も無くさずに対照として教育して欲しい。
- ・有機農業は今後、カリキュラムに反映させるべきと考える。
- ・安全教育はVRを用いた林業の実習だけでなく、農業分野にも取り入れて欲しい。スカウターを利用した教材もある。
- ・磐田地域の交流会により、地元との教育研究に引き続き取り組んでもらいたい。

あらゆる実習において、「安全教育」に高い意識で継続して取り組んでいくこと、有機農業についてカリキュラムのシラバスにしっかり位置付けて教育していくことの重要性を確認された。また、本学では「カリキュラム検証ワーキングチーム」を立ち上げ、第1回の意見・提案に対する対応策を含め、次年度からカリキュラムを検討していく旨を報告した。これについての異論等はなく、了承された。

#### 4) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第29条2項に規定している。令和3年度は設置認可申請どおりの授業科目とし、変更もなかった。ただし、2年次の全学科必修科目の「農山村田園地域公共学」、栽培コース及び畜産コース必修科目の「流通加工論」については、40人以下で2回ずつの講義が可能であったため(全学科で77名の学生数であるため)、本来3回ずつの講義を2回ずつとして実施した。

#### 5) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第30条で規定している。

#### 6) 単位、単位の授与

##### 〈単位の計算方法〉

各授業科目の単位数は、学則第31条において規定している。

##### 〈単位の授与〉

単位の授与は、学則第34条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。

単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。

認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める（設置認可申請書より）。令和3年度の単位の授与については、学則別表1のとおりである。

#### 7) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第17条）。学年を次の4学期に分ける。4学期のうち2つの学期の開始日は、各4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める（学則第18条）。

#### 8) 授業の方法

本学の入学定員は各学年100名、2学年合計の収容定員は200名である。

収容定員200名に対して、専任教員を21名（教員一人当たりの学生数は9.5人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、授業は40人以下の単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習Ⅰ」、「演習林実習Ⅰ」、実習科



目の授業の多くを15名程度の少人数で実施した。

### 9) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。

令和3年度の1年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.6(昨年度2.9)であり、3以上の学生が20%(昨年度53%)であった。昨年度は全体に評価を高くし過ぎる傾向であったが、評価方法を教員全体で共有・改善した結果、適正な値となった(表1)。

表1 1年生のGPA階級別学生比率

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4
比率 (%)	1	11	30	37	17	3	0
(昨年度)	(3)	(5)	(13)	(26)	(36)	(16)	(1)

令和3年度の2年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.8であり、3以上の学生が43%と多い結果となった。1年生時に3名あった1.5未満の学生は1名となった(表2)。

表2 2年生のGPA階級別学生比率

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4
比率 (%)	1	7	17	32	30	13	0

1年生の成績区分の学生比率(表3)では全体ではSが21%、Aが36%、Bが29%、Cが14%、Dが0%、Fが0%であり、実習科目の上位階級がやや多かった。S評価が多い昨年度の結果をふまえ、改善した結果が表れた。

表3 1年生の成績区分の学生比率

科目種類	科目数 (教科)	平均成績区分比率(%)						計
		S	A	B	C	D	F	
講義・演習 (昨年度)	40	19 (35)	34 (34)	31 (18)	16 (13)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
実習 (昨年度)	10	26 (40)	44 (39)	21 (11)	8 (8)	0 (0)	0 (1)	100 (100)
全体 (昨年度)	50	21 (36)	36 (35)	29 (16)	14 (12)	0 (0)	0 (1)	100 (100)

表4 2年生の成績区分の学生比率

科目種類	科目数 (教科)	平均成績区分比率(%)						
		S	A	B	C	D	F	計
講義・演習	14	12	33	33	19	4	0	100
実習	10	16	60	20	4	0	0	100
全体	24	14	44	27	13	2	0	100

10) 履修科目の登録の上限

第34条 履修科目として登録することのできる単位数は、学則第30条別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第33条で規定している。1年生の取得単位数の分布は表5となり、最高42単位の履修であった(表5)。なお、平均取得単位は36.5単位であった(自由科目を除く)。

表5 1年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	計
人数	0	7	1	30	1	31	1	12	1	4	1	0	89
昨年度人数	1	1	0	23	0	16	5	19	3	6	1	2	77

2年生の取得単位数の分布は表6となり、卒業単位である68単位取得者は20人で、70単位取得者が最も多く25人であった。なお、2年次年間で、CAP（履修単位制限）の45単位を超える取得者はいなかった。

表6 2年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	計
人数	20	2	25	2	15	4	5	1	1	0	1	0	76

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<p>教育課程の編成は設置認可時どおり実施できた。1年生の取得単位は最多学生で42単位であり規程の45単位を超えることはなかった。</p> <p>学生の履修に関しては、1年生全体のGPA平均は2.6で、3以上の学生が20%となり、成績評価に関するガイドラインを見直して教員が共有した改善効果がみられた。</p>
改善を要する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S判定が多い科目が依然として数科目あるため、適正な評価を指導する必要がある。</li> <li>・カリキュラムを検証するため、「カリキュラム検証ワーキングチーム」を立ち上げる必要がある。</li> </ul>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職短期大学設置基準</p> <p>(入学者選抜)</p> <p>第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第26条（入学者の選考）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】</p>
<p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</p> <p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連絡協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 03-04-2】</p>
<p>(教育課程連絡協議会)</p> <p>第八条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連絡協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連絡協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習(第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連絡協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連絡協議会）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 03-04-2】</p> <p>第1回教育課程連絡協議会(書面会議)における御提言及びその対応状況【資料C 01】</p>
<p>(教育課程の編成方法)</p> <p>第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】</p>
<p>(専門職短期大学の授業科目)</p> <p>第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)</p> <p>四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第30条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】</p> <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(単位)</p> <p>第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第31条（単位の計算方法）【資料A 01-03-2】</p>

<p>効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
<p>(一年間の授業期間) 第十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第32条（授業期間）【資料A 01-03-2】</p>
<p>(各授業科目の授業期間) 第十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第17条(学年)、第18条(学期)【資料A 01-03-2】</p>
<p>(授業の方法) 第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(成績評価基準等の明示等) 第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>大学HPシラバス (<a href="https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx">https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx</a>)</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則【資料A 08-02-2】</p>
<p>(単位の授与) 第十九条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十一条第三項の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第34条（単位の授与）【資料A 01-03-2】</p>
<p>(履修科目の登録の上限) 第二十条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第33条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-2】</p>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用する。専門職短期大学設置基準第44条、専門職大学設置基準第46条の規定では基準校地面積2,960㎡要するが、本学では計画どおり28,545㎡であり、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースがある。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用したが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能であった。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等もあり、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

#### 2) 運動場

A棟から約300mの位置に運動場10,469㎡があり、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

#### 3) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、専門職短期大学設置基準第45条、専門職大学設置基準第47条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、C棟の建築工事完了により、A、B及びC棟合計で校舎面積6,899㎡となった。各校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。また、一連の建築改修工事の完了等に伴い、教室等の配置を確定（変更）した。

(変更内容)

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、インターネット環境が整備されている視聴覚室やミーティングルームを講義室として整理した。
- (2) 合わせて感染拡大防止の観点から、実習等における更衣スペースをしっかりと確保するよう、インターネット環境がない一部講義室は更衣室等に変更した。
- (3) 研究室について、圃場実習を担当する教員の利便性を考慮し、併設の短期大学部教員と合わせて配置を変更した。

上記変更にあたっては、教育の質を落とさないよう、計画時の室数を維持した。

#### 4) 図書館の資料及び図書館

図書館は、C棟の2、3階に面積約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、開架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）とし、蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレン

ス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。なお、閲覧席は、無線LAN等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備した。

図書館の資料については、計画していた整備数を達成している。令和3年度は、令和2年度に定めた資料収集方針に基づいて、1,600冊以上の図書を整備した。学術雑誌についても、60以上（オンラインジャーナル含む）の導入を達成している。

図書館のサービス面では、令和3年度は、図書館の利用促進や閉館後の夜間返却を可能とするため返却ポストを設置したほか、禁帯出資料の一夜貸しの試行、複写サービスの提供開始、特集展示や教員推薦図書の展示、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の提供開始、機関リポジトリの構築・公開、県立図書館所蔵資料の無料取寄せサービスの提供開始などを行った。

#### 5) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータを整備してきた。令和3年度は授業用の什器類、実習・実験用の測定備品等を新たに整備した。また、昨年度の無人トラクタの寄付に続き、食品の物性測定備品であるクリープメータや加工用備品である凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を受け整備した。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<p>基準校地面積2,960㎡要するが、本学では28,545㎡であり、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。</p> <p>図書について、予算確保の見通しが立ち、完成年度に向け毎年約千冊整備してきた。教職員や学生の要望を聴取して図書・学術雑誌・視聴覚資料の整備を進めた結果、当初の完成年度予定整備数を上回っている。</p> <p>新学生寮建設、校舎改修、駐輪場建築により施設の充実度が向上した。</p>
改善を要する点	<p>今後の施設・設備の整備方針を明確化する。</p> <p>B棟のネットワーク環境整備について計画し、整備を進める。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職短期大学設置基準</p> <p>(校地)</p> <p>第四十条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p>	<p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】</p>
<p>※ 必要な校地の面積については、専門職短期大学設置基準第44条を参照すること</p> <p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)</p> <p>第四十一条 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(校舎等)</p> <p>第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室</p> <p>三 図書館、保健室</p> <p>2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職短期大学設置基準第45条・第46条・別表第二を参照すること</p>	<p>(同上)</p>
<p>(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第四十三条 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

<p>(実務実習に必要な施設)  第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	(同上)
<p>(機械、器具等)  第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	(同上)



## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 事務組織

学則第2章―第6条により事務局の設置を定めている。令和3年度は、事務局長、総務企画課（8名）、教務課（5名）、学生課（6名）で構成している（基本的に専門職大学との兼任である。）

また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。工事の都合で令和2年度までは総務企画課と教務課が教員室とは別棟にあったが、令和3年度から同じA棟へ移設され、利便性が向上した。

#### 2) 厚生補導の組織、および社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学則第3章―第11条により、学生部に学生部長を置くことを定めている。また、学則第4章―第15条に基づき学生委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程にて詳細を定めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築することとしている。具体的方策は、以下の通りである。

- ・キャリア・サポートセンターの設置
- ・学生委員会の設置
- ・入学時における卒業後の進路志望の把握
- ・教育課程内の取組

「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の三つの視点でのカリキュラムマップ

- ・奨学援護 奨学金申請支援、アルバイト紹介
- ・保健指導 健康相談、カウンセリング
- ・学生自治会、サークル活動支援
- ・1年次全寮制の導入
- ・卒業後の支援

本学キャリア・サポートセンターと各地域の農林事務所や各分野の研究所が連携し、卒業後も卒業生が必要な支援を的確に受けられる体制を整える。

- ・指導教員体制の充実

分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導に当たっている。

<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	職員配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮している。また、厚生補導の組織、および社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うために、キャリア・サポートセンター、学生委員会、保健指導、カウンセリング等の体制を整備している。
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p><b>専門職短期大学設置基準</b></p> <p>(事務組織) 第五十二条 専門職短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第6条（事務局）【資料A 01-03-2】</p> <p>教職員配置図【資料C 04】</p>
<p>(厚生補導の組織) 第五十三条 専門職短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第11条（学生部長）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】・</p>
<p>(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 第五十四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】</p>



## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 三つのポリシー（\*設置認可申請書より）

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。第2回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年5月28日）にてディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを、第3回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年10月11日）にてカリキュラム・ポリシーを検討、決定した。

#### ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てることができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・ 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。
- ・ 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。
- ・ 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ・ 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。
- ・ 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探索し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。

#### イ カリキュラム・ポリシー

- ・ ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。
- ・ 栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修

する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。

- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

#### ウ アドミッション・ポリシー

本学は、基本理念である「将来の農林業を取り巻く環境変化に対応し、確かな知識・技術で生産現場を支えるとともに、先端技術や加工・流通・販売などの知識を活用して、生産現場に新たな展開を生み出すことのできる人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

なお、入学者選抜に当たっては、農林業に対する意欲を重視し、年齢・国籍を問わず、広く受験生を募集する。

- ・農林業生産技術を学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、生産現場の技術者や指導者になろうとする意欲がある人
- ・身に付けた技術や知識で農林業の発展に貢献する意欲がある人

#### 2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を、前述のとおり定めた。

ア 基礎科目については、社会人に求められる実用的な知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を身に付けるための科目として9科目を配置した。

イ 職業専門科目については、農林業生産現場の生産性向上等を図るための農林業生産に関する専門的な知識・技術や農林業生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を育成するための科目や、農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育てていくための農山村の自然環境や景観の保全に関する知識を学ぶ科目を配置した。

ウ 展開科目については、農山村の地域社会を支える農林業生産者として必要な伝統・文化の継承などに関する知識を学び、また、農山村の地域資源や栽培、林業、畜産の各分野の加工・流通・販

<p>売などに関する知識を活用し、生産物の付加価値向上を図るための手法の理解するための科目として、共通科目と生産理論と同様の3コースに分かれて学ぶ科目を配置した。</p> <p>エ 総合科目では、修得した専門知識と技術を駆使して農林業生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を養成する科目として、農林業生産現場における課題の解決に向けた研究の手法などを学ぶ「プロジェクト研究」を必修科目として配置した。</p>	
<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	<p>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを専門職大学基本計画検討委員会(平成30年5月28日及び10月11日)にて検討・決定し、一貫性のあるカリキュラム編成を構築している。教職員一丸となって、このポリシーに則った教育・支援を実施し、短期大学部の第一期生を卒業させた。</p>
改善を要する点	<p>カリキュラム編成に大きな問題はないが、少人数教育の観点から必修科目を担当する教員の負担が大きくなっているため、見直しが必要である。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則</p> <p>第41条（卒業）</p> <p>第42条（学位授与）</p> <p>第29条（教育課程の編成方針）</p> <p>第33条（履修方法）</p> <p>第24条（入学資格）</p> <p>【資料A 01-03-1】</p> <p>カリキュラムマップ</p> <p>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf</a>】</p>



## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 情報の公表

学則第4章―第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会および農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。本年度は、広報業務の一環として、大学紹介動画（夏版、秋版、冬版）、大学案内：10,000部、ポスター（B1版20部、A1版180部）、パンフレット（関係機関向け5,000部、高校生向け5,000部）等を作成し、Webサイト、テレビCM(15秒)、新聞広告（3誌）、交通広告（県内主要鉄道駅で8月、11月、1～3月に実施）、受験雑誌への広告掲載、受験サイト・アプリへのバナー広告や動画広告配信等の媒体による広報活動を行った。また、本学に関心のある高校生に対して2回のオープンキャンパスを開催し、65名の参加を得た。以上の活動に加え、高校訪問・ガイダンス234回、SNS（Twitter、Instagram）での情報発信を行っているほか、大学見学も随時受け入れている。さらに、日本学校農業クラブ全国大会プログラムへの広告出稿と協賛ブースへの出展も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会（7月28日、参加者62名）を本校において開催した。

また、教員の教育研究・社会活動に関する情報は、「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」で公表すべく、紀要・年報編集委員会を立ち上げ、6月30日に創刊号（88頁、200部）を刊行し、関係大学等に配布した。さらに、機関リポジトリにより、インターネットを通じて学内外に無償で公開している。

短期大学部としての具体的な取り組みについては、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書において公表している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

<p>優れた点</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により前年度に引き続き社会活動が制限される中、各種媒体等を活用して地域社会および本短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。</p> <p>学校紹介の動画は、昨年度1本だったのを3本に増やし、動画配信による情報発信に力を入れた。高大連携活動として、積極的に高校訪問を実施した。</p> <p>また、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、オープンキャンパスについては予定した回数の実施を断念せざるを得なかった。今後も、同様な事態に備え代替措置を引き続き検討する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p><b>学校教育法</b></p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>・静岡県立農林環境専門職大学等広報委員会規程【資料A 03-06】</p>
<p><b>学校教育法施行規則</b></p> <p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>・本学ウェブページ【資料C 02】 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/</a>】</p> <p>一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ</p> <p>2 学長メッセージ、及び上記一に同じ</p> <p>3 上記1に同じ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【<a href="https://spua.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=9&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21">https://spua.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&amp;active_action=repository_view_main_item_snippet&amp;index_id=9&amp;pn=1&amp;count=20&amp;order=7&amp;lang=japanese&amp;page_id=13&amp;block_id=21</a>】</p> <p>設置計画履行状況報告書【資料B 05】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 自己点検・評価

教育研究水準の向上と大学の質保証を図るため、「自己点検評価委員会」を設置して、教育及び研究、組織及び設備、管理運営等の状況について自己点検評価を初年度から開始している。

令和3年度は計2回（6月8日、1月12日）の委員会を開催した。第1回では、令和2年度自己点検・評価ポートフォリオの公表に向けた確認を行った。また、機関別認証評価を見据えた評価機関の選定についても議論し、短期大学部の評価も実施している大学基準協会を候補として選定した。第2回においては、専門職大学の分野別認証評価制度が流動的な中、新たに設立された法人が分野別認証評価及び機関別認証評価の機関となる動きがあることを背景に、認証評価機関の決定を見送り、制度全体の動向を見守ることとした。その上で、令和3年度の自己点検評価報告書については、令和2年度と同様に、大学教育質保証評価センターを手本とした自己点検・評価ポートフォリオをまとめることで一致した。11月8日には、「分野別認証評価のありかたについて」を調査研究している調査団体のヒアリングを受けた際、他の専門職大学と比べて、本学の自己点検・評価の取り組みは進んでいるとの評価を受けている。

なお、本年度が本学の完成年度に当たることから、令和3年10月21日には、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による、大学等の設置認可後における教育課程、教員組織、施設・設備等の当初計画の履行状況を把握のための面接調査を受審した。その結果が3月25日に公表され、指摘事項は付されない結果となった。

完成年度を終えた令和4年度以降についても、これまでの取り組みを継続し、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

#### 2) 教員と事務職員等の連携及び協働

「FD・SD委員会」において、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、および事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定している。令和3年度は、委員会を計5回（令和3年4月28日、6月2日、8月4日、12月4日、令和4年1月27日）開催した。

授業への欠席、授業態度、成績評価に対する異議申し立て等、教務課職員と教員が学生の態度等を共有して進めている。欠席が目立つ学生への指導は、13人に対して累計15回実施した。学生からの成績評価に関する異議申し立ては1回あったが、教員と教務課で適正に対応した。

#### 3) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

「FD・SD委員会」において、学生による授業評価アンケートの取りまとめを行い、各教員に改善を促した。また、教員相互の授業参観期間を11月～2月に設け、各教員に最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出させた。また、これらの報告書の内容を

区分整理し、教授会において全教員に配布しフィードバックした。

#### 4) 研修の機会等

「FD・SD委員会」において、研修を企画した。令和3年度は4月2日に学長講話を開催した。2回目は外部講師をお願いする予定であったが、新型コロナが蔓延したことから断念し、育成する学生像と大学のあり方をテーマに8月23日に学内の教職員全員による研修会としてグループワークを行った。

##### ア 実施内容

- ・大学の理念・目的や教育について理解を深めるための全体研修
- ・専門職大学事務職員のSD研修
- ・教員相互の授業参観
- ・学生による科目毎の授業評価
- ・教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート
- ・優秀教員賞の選考

##### イ 実施方法

- ・全体研修会は、学長による大学の理念・目的や教育目標等について訓示
- ・SD研修は、(一社) 公立大学協会 理事長兼事務局長 中田晃氏を招聘
- ・授業参観は、期間を定めた上で教員が相互に授業を参観し、レポートを提出
- ・毎学期末に、学内ポータルを利用して、履修学生を対象に授業評価に関するアンケートを実施
- ・年度末に、学内ポータルを利用して、全学生を対象に教育研究や学生生活、キャンパス環境、教員等に関するアンケートを実施

##### ウ 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・大学の理念・目的や教育について理解を深めるための全体研修会（令和4年4月4日）  
（専任教員23人、事務職員・図書館職員・技術職員41人 計64人参加）
- ・公立大学事務職員の果たす役割について理解を深めるためのSD研修（令和3年9月）（事務職員19人）
- ・教員相互の授業参観（教員全24人中21人が実施）
- ・学生による科目毎の授業評価（前期、後期の2回開催）
- ・教育に関する満足度などを調査するための学生アンケート（令和4年3月）
- ・優秀教員賞選考のための学生アンケート（12月～1月）

##### エ 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・学生のアンケート結果及び授業参観の結果を共有し、各自で授業改善に反映させている。

#### 5) 学修成果

学修成果の把握については、FD・SD委員会が春期、夏期、秋期、冬期の終了時に1年生50科目、2年生35科目の全科目を対象に学生の授業評価アンケートを実施した。その結果を教務委員会にお

いて検討し、授業改善の資料としてまとめ、個々の科目の評価は担当教員にフィードバックして授業の質を高める意識を促すとともに、全科目の評価点についても集計し、全教員にフィードバックした。

さらに、開学2年を経過したことも踏まえ、3月にカリキュラム編成等における学生の評価を実施した。この結果も考慮して、次年度にカリキュラム設計の妥当性を評価し、改善策を検討していく方針とした。

また、昨年度のごく一部の科目について先行実施したことに続き、令和3年度は複数の実習科目についてもルーブリック評価を実施した。

本学の学生は農業系高校出身者と非農業系高校出身者で構成されている。入学当初に、非農業系高校出身者から「農業用語が分からない」等の意見を聞くことが多いため、母数が多い学校長推薦入学した学生を対象に、出身高校の属性別に、入学当初に履修する農林業の基礎科目である「農学概論」の修得状況を分析した。その結果、いずれの年度においても、非農業系高校出身者の成績評価が相対的に低い傾向であった。このため、非農業系高校出身者でもスムーズに農林業の学びに入り込めるような工夫が必要と考えられる。

表1 令和2年度1年生の成績評価(%)

学生の出身属性	学生数(人)	S	A	B	C
農業系高校	14	7	71	21	0
非農業系高校	25	8	52	36	4

表2 令和3年度1年生の成績評価(%)

学生の出身属性	学生数(人)	S	A	B	C
農業系高校	34	0	24	71	6
非農業系高校	18	0	22	56	22

令和3年度の資格取得は以下の通りである。大型特殊(農耕用)免許64名、刈払い機講習66名、JGAP指導員2名、茶手もみ教師補4名、チェーンソー取り扱い資格6名、大型限定解除9名、牽引10名、家畜人工授精師8名、ドローン2名、フォークリフト免許21名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者13名、毒物劇物3名、危険物乙4類1名、農業技術検定2級合格者3名、3級1名、日本茶アドバイザー1名、小型ボイラー1名、準中型1名。

#### 6) 服務・コンプライアンス

学則第4章第15条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和3年度は、令和2年度から倫理委員会の構成員が変わったことから、5月24日に委員会を開

催し、本学の倫理関係体系図等を用いて、教員の職務に係る倫理保持について、改めて委員の習熟を図った。本委員会は、教員の倫理原則違反の疑いがあった場合に審議を行う組織となる。

なお、10月はコンプライアンス推進月間（本年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～NO！ハラスメント～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が実施し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和3年度は、令和2年度からハラスメント防止対策委員会の構成員が変わったことから、5月24日に委員会を開催し、所掌事項の確認等を行った。検討課題について意見はなく、現状の課題は確認されなかった。また、総務課長会議等でハラスメントの防止に係るコンプライアンス通信の配信や、マタハラ防止指針の一部改正があったときなど、随時全教職員宛てに配信し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	「自己点検評価委員会」を設置して、教育及び研究、組織及び設備、管理運営等の状況について自己点検評価を初年度から継続して実施した。また、「FD・SD委員会」において、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、および事務職員の能力・資質の向上のための方針に基づき、研修会や教員相互の授業参観等を実施した。学修成果については、学生による授業評価や大学アンケート等により聴取・分析し、課題等を抽出し、共有した。
改善を要する点	課題の抽出・分析に基づき、継続的な改善が必要である。また、大学としての評価計画(アセスメントプラン)を構築し、これに基づきPDCAサイクルを回すことについて教職員で共有する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>学校教育法</b>	
<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連携協議会） 【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検・評価規程【資料A 02-03-2】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p>
<b>学校教育法施行規則</b>	
<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】</p>
<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】</p>
<b>専門職短期大学設置基準</b>	
(教員と事務職員等の連携及び協働)	
<p>第四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	
<p>第十七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】</p>
(研修の機会等)	
<p>第五十五条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十七条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】</p>
<b>法例外の関係事項</b>	
学修成果	
<p>学生の学修成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教務委員会規程【資料A 03-11-2】 R3 短大学生授業評価アンケート【資料D 07】</p>
サービス・コンプライアンス	
<p>服務規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っている</p>	<p>学生による授業評価結果【資料D 08】</p>

<p>るか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>本学の倫理体系図【資料C 06】</p> <p>令和3年度コンプライアンス検定の実施について【資料C 07】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】</p>
------------	---



## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況にはなく、県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、教育を支える研究活動を積極的に行うため受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基板を支えている。

#### 2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

#### 3) 予算の推移

前年度予算との比較では、歳入に関しては学年進行に伴う学生数の増加により入学料及び授業料収入が増加している。また歳出に関しては新たに任用した会計年度任用職員の報酬等に係る予算、また令和3年度より営業を開始した食堂の運營業務委託に係る予算が主な増加要因となっている。

大学施設に関しては整備の途上にあるため、前年度の新校舎建設に引き続き、新学生寮建設等に係る施設整備費が全体予算の約6割以上を占めている。

令和3年度予算の概況（大学と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和3年度予算額
入学料	15,317
授業料	53,015
その他	101,802
一般財源	2,711,330
歳入合計	2,881,464

## 【歳出】

(単位：千円)

費目	令和3年度予算額
教育経費	56,244
研究支援費	22,323
事務局経費	269,125
学生経費	47,050
受託研究費	9,852
施設整備費	1,852,900
人件費	623,970
計	2,881,464

 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準	
(教育研究環境の整備) 第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	



## 又 イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) ICT環境の整備（担当：図書・情報ネットワーク委員会）

令和3年度より総務委員会から新たに独立・発足させた図書・情報ネットワーク委員会でICT環境の整備と改善に取り組んだ。令和3年3月に完成した新棟の情報処理室には、授業支援システム（ソフト）を導入し、教卓のパソコンから学生パソコンの管理と授業資料の配布や回収、リモート指導等を行えるように整備した。コロナ禍のオンライン授業に備えて、学生のアパートおよび実家におけるパソコンの保有状況とネットワーク通信環境、また情報処理スキルのアンケート調査を行った。アンケート結果を受け、本学での遠隔授業は、オンデマンド形式を基本とすることにした。教室でオンラインの授業や会議を実施する場合、その都度教室にパソコン機器を準備・設定していたが、短大のプロジェクト研究発表会を機に、3つの教室にパソコンとマイク・カメラを常設することにした。

#### 2) 研究活動の促進（担当：研究推進委員会）

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動を行っている。令和3年度は委員会を4回（4月13日、6月11日、12月15日、3月1日）開催し、また受託研究申請や動物実験申請等に迅速に対応するため、メールによる審議を計18回行った。令和3年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究（4件）・共同研究（7件）や動物実験の申請（2件）の承認、企業からの研究協力の問合せ（3件）への対応、実験室で使用する消耗品の購入ルールなどを協議した。また、磐田市未来の農林業連携懇話会、静岡県農業・畜産・林業技術研究推進会議、静岡県先進的農業推進協議会を開催し、地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換を行った。

#### 3) 新入生セミナーの開講と学生担任制の導入（担当：学生委員会、キャリア・サポートセンター運営委員会、学生担任）

短期大学部の入学初年次において、学修と生活への早期の適応力を身に付けさせるとともに、コース・専攻選択に関する指導、キャリア支援、就職活動支援など、学生に対する全般的な指導・支援を行うため、毎週木曜日の1時限目に新入生セミナーを実施した。これを核とした総合的で計画的な支援活動を、学生担任、学生課、教務課と連携して令和3年度は計28回実施した。

学生担任は1年春夏期までの前期担任と、コース・専攻分け後から卒業までの後期担任とし、下記の任務を行った。

- ・学生からの相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること。
- ・本学の運営に関し、必要な事項を学生に周知すること。
- ・学生の意見を聞き、本学の運営に資すること。
- ・学生のコース・実習専攻選択における面談・相談・助言・誘導に関すること(前期担任)。

- ・企業実習、就職活動における相談・助言・誘導に関すること(後期担任)。
- ・その他学生生活に関すること。

#### 4) 学生支援(学修支援、特別な支援、経済的支援) (担当: 学生委員会、キャリア・サポートセンター運営委員会、学生担任)

##### ア 学修支援

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、学生個別面談を実施した。

##### イ 生活支援

本学では、学生の大学生生活を支援するため学生委員会を設置し、支援を行った(学生委員会規程)。

学生委員会(委員長: 学生部長)において、学生の厚生補導等に関する審議を行い、指導を実施した。また、事務局学生課に学生の支援に関する事務を分掌する学生担当を置いており、部活動や自治会活動等、学生の自主的活動を支援している。学生による部活動については、令和4年3月現在、運動系サークルが5団体、文化系サークルが4団体、生産系サークルが3団体の合計12団体が専任教職員を顧問とし、学生委員会の認可を受けて活動している。

大学祭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となったが、学生の希望により、それに代わる学生自身の企画・運営による交流会・発表会が11月20日に実施された。大学からの支援として、学内施設の貸与の他、サークル活動等に必要な器具、備品等についても大学から貸与し、各団体が活用した。これらのことから、学生の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているといえる。

##### ウ キャリア形成支援

本学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている(キャリア・サポートセンター運営委員会規程第2条)。

令和3年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会(以下委員会という)を4回(令和3年4月7日、9月15日、10月12日、令和4年3月18日)開催し、2年間の支援計画(資料: 就職・キャリア支援計画)を作成した。キャリア・サポート活動として、進路希望調査を2回(5月、1月)(表1)、学生担任と学生課による個人面談を2回(5月、10月)、進路についてのオリエンテーションを1回、進路セミナーを2回、就活セミナーを2回実施した。その他に希望者を対象として、履歴書個別指導、JA経済連志望者対策講座、編入志望者説明会を実施した。加えて、キャリア支援の一環として資格支援も実施している(資料: 資格支援一覧)。学内を会場として、農業技術検定、農業用ドローン講習、フォークリフト講習を行った。

表1 短期大学部進路希望調査結果（1月実施）（人・％）

区 分	人 数	割合(%)
実家就農林	8	9.0
法人就農林	30	33.7
JA・森林組合等	9	10.1
農林業関係企業	23	25.8
公務員	5	5.6
一般企業	3	3.4
編入進学	5	5.6
海外・国内研修	3	3.4
未定	3	3.4
計	89	100

また、進路先とのマッチング支援の一環として、長期休業を活用したインターンシップへの参加については、学生個々の希望に基づいて受入先を斡旋し、推進した。

今年度は、夏期休業中の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令等の影響を受け、残念ながら中止となる場合も多くあったが、短期大学部1年生30名、2年生7名が、30社の受入先で就業体験を行った（表2）。

表2 インターンシップ実施件数

区 分		受入先数	参加人数
農林業法人	野菜	14	17
	花き	2	2
	果樹	3	4
	畜産	3	4
	造園・林業	5	5
市場、小売り、種苗会社等		5	6
JA、森林組合		7	12
計		39	50

さらに、令和4年3月4日には、農業法人等の企業56社（資料：参加企業一覧）を招いて雇用就農等合同説明会を実施した。短期大学部学生89名全員が参加し、採用担当者から直接説明を聞くことで相互理解を深めた。

この際、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として次のような対応をとった。

- ・会場を分けて入場者が多くならないよう配慮
- ・各ブースへパーティションを設置
- ・リモート希望企業は、オンラインで参加

この説明会をきっかけに学生の就職活動が活発化し、最終的に80%にあたる60名が農業関係の職場に就職した（表3）。

学生アンケートの結果、キャリア・サポートの内容やスケジュール感は、概ね十分と評価された。

表3 令和3年度専門職短期大学卒業生進路状況

	人数	(卒業者に占める割合)
卒業者	75名	
就職者	67名	(89%)
うち就農林者(自営、農林業法人)	33名	(44%)
うち農林関係団体等	27名	(36%)
うち一般企業	7名	(9%)
進学者等	3名	(4%)
未定	5名	(7%)

エ 経済的支援

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条(授業料等の減免等)に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を取り扱っている。さらに、学生のアルバイトについては、大学あてに求人があった場合に、アルバイトとして適切かどうかを学生課で確認の上、学内掲示板に掲示して紹介している。

令和3年度の支援措置及びその利用状況は、次のとおりである。

表4 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3の額	1/3の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200	19,500	9,800	日本学生 支援機構
	自宅外通学	66,700	44,500	22,300	

表5 利用状況(人)

	就学支援利用者				学校独自減免
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	計	
短期大学部	10	5	7	22	1

給付型支援措置(農水省 農業次世代人材投資事業-準備型)

次世代を担う農業者となる強い意欲のある青年(原則50歳未満)に対し、就農前の研修期間中(最長2年)に年間150万円が交付される制度で、専門職大学短期大学部は、県の研修機関として認定されている(令和2年度認定)。



表6 利用状況(人)

	1年生	2年生
短期大学部	1	3

表7 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000円、30,000円、45,000円	進学前の設定平均値が3.5以上または在籍学科の上位1/3以上
		自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円	
第二種	あり		20,000円～120,000円 ※1万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

表8 利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
短期大学部	25	13

#### オ 新型コロナウイルス感染症 感染拡大に伴う経済支援

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う生活困窮学生(仕送り減額、アルバイト収入減等)に対する給付金(日本学生支援機構)支援等が緊急性の高い対応となった。生活困窮学生への支援金(学生等の学びを継続するための緊急給付金:概要は別添資料)は、協議の結果、要件(家庭からの仕送り額、アルバイト収入減等)を満たす申請者11人全員を推薦し給付された。

#### カ 厚生補導支援

本学学生の健康面での厚生補導に関する事項は、学生課に担当職員を置いて、学生の生活支援に対応できる体制を整えている。

生活支援等に関する情報提供は、学生便覧や複数回の新入生セミナー等で説明し、随時学生からの相談に対応している。

ハラスメント事案については、部局長とハラスメント防止対策委員会が連携し、学生間事案については学生委員会、学生間以外の事案については部局長が審議し、学長に報告の上、学長の指示による必要な措置をとる事としている。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。保健室には嘱託職員1人を配置し、週3日在室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備しており、利用状況は別添のとおりとなっている(別添資料4 保健医務室利用状況(令和4年3月31日現在))。学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1名を配置し、週2日の相談日を設けている。また、4月22日、5月10日には、カウンセラーによる講話をはじめ、カウンセリングを随時案内している。

(別添資料5 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程)

#### キ 学生表彰規程の整備

実務に資する高難度の資格習得、優秀な学業・研究成績や社会活動実績等を就学中に挙げた学生を対象に表彰する制度を新設した。特に学業成績優秀な学生は教務委員会、優秀な学術研究の学生は研究推進委員会、著しい社会貢献を挙げた学生は学生委員会で選定、学科長から学長への推薦を経て、卒業時に表彰する(別添資料 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部表彰規程)。

令和3年度は、成績優秀者4名(総合成績優秀者3名、プロジェクト研究発表最優秀者1名)、在学中最多資格取得者1名の、あわせて5名を表彰した。

#### ク 学生指導に関する内規の改定

従来の学生寮の秩序維持のための懲戒処分に至らない学生指導を、対象行為別に違反点数化する事で公平性を担保しながら適切な指導内容を与える方式に改善した。これにより累積的な違反行為や寮生活以外の違反行為にも対応可能とした。令和3年度は、短期大学部学生において3件延べ6名が指導対象となった。

#### ケ 特別な支援

国際交流については、オランダのウェラントカレッジ等との姉妹校締結手続きを進める予定であったが、新型コロナウイルスの影響により進展がなかった。

### 5) 社会連携・社会貢献(企画広報委員会)

本学では、公開講座及び開学記念行事の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている(企画広報委員会規程)。

令和3年度は、企画広報委員会を5回(令和3年4月2日、5月24日、8月26日、12月23日、令和4年3月24日)開催し、①農業者・県民向けの公開講座等、②開学記念式典等に関して検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、企画し、受講生を募集した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令等を受け、多面的に検討した結果、「アグリフォーレ公開講座」のうち「アグリ実践講座」の本年度開催を見送った。一方、「アグリフォーレ公開講座」のうち、「アグリビジネス講座」、「ファーム・ビジネス講座」は、開催時期にコロナがいったん沈静化しており、受講生も比較的少人数であったため、オンラインでの実施を含め、予定通り開催した。全般的に受講者の評価は高かったが、開催時期が12月に入ることについて変更の要望があった。次年度は開催時期の変更を含め、本年度の実施状況を踏まえて内容を一部検討して実施する予定である。

新型コロナウイルス感染症の蔓延で前年度延期となっていた開学記念式典は、令和3年11月19日に招待人数を制限して掛川グランドホテルで開催した。学内関係者等には式典の様子をリモート

でライブ配信した。会場には文部科学省、農林水産省、静岡県、県内関係団体・教育機関等から79名の出席をいただいた。式典では県知事、来賓の挨拶に続き、文科省高等教育局の村本定則氏、滋賀医療薬科大学の吉本圭一氏、(株)クレア・ファーム西村やす子氏による記念講演を行った。

本学の機械研修場(掛川市)においては、静岡県農業機械利用技能者養成研修計画に基づき、一般県民を対象とした農業機械研修を実施した。研修内容は乗用トラクターの基本的な点検方法と安全運転技術の習得であり、約140名が受講した。

また、敷地外四ヶ字財産区が管理する約400haの森林について、本学の教育・研究活動に資するために、本学と敷地外四ヶ字財産区、磐田市の3者において区有林活用に係る協定を締結した。

#### 6) 新型コロナウイルス感染症への対応(新型コロナ感染症対策委員会)

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に機動的に対応するため、評議会の下に新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、感染防止対策や学事日程の変更等について協議することとしている。

令和3年度は、委員会を5回(令和4年1月13日、1月14日、2月9日、3月11日、3月18日)開催した。1月の学生の新型コロナウイルス感染・濃厚接触者の特定の際は、臨時休校の決定や遠隔授業の実施、感染予防対策等についてとりまとめ、評議会へ報告し、評議会(令和4年1月18日)において対面事業の再開を決定している。2月の学生の新型コロナウイルス感染及び3月の教職員の新型コロナウイルス感染の際は、濃厚接触者がいなかったことから臨時休校等特段の対応はしないことを決定した。

学生の健康管理においては、毎日のポータルアンケートによる検温結果の報告と、夜の点呼時における健康観察により、発熱等の風邪症状がある学生を他の学生と接触させないことを徹底した。日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、毎日の行動記録、3密の回避等の注意喚起を周知機会の都度呼びかけた。

学生寮における対策として、居室へのカーテン設置と就寝時の使用の徹底、換気扇の24時間稼働、夕方～早朝までの間の3回の換気タイムの実施、毎日の共用部分の消毒等を行った。

食堂における対策として、食事時間の分散、席数の半減、パーティションの設置等を実施した。

なお、学生に対する新型コロナウイルスへの対応は、「発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー」に基づき、隔離や自宅療養等を実施している。特に、学生寮で発生した場合を想定して「新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応」を作成し、濃厚接触者となった場合や保護者への対応等が円滑に実施できるよう備えた。

また、医師の判断等で検査をしなかった場合の自宅待機の解除基準は、「検査の実施なく症状が軽快した場合の対応について」に定め、学生の出席停止期間を明確にしている。

カリキュラムにおいては、令和4年1月13日に学内で新型コロナウイルス感染症への感染が判明したため、濃厚接触者が特定されるまでの期間(同日の4限目から1月14日まで)は臨時休校とし、1月17日から1月20日の期間は、講義科目について遠隔授業で実施した。実習科目については休講とし、後日補講を実施した。

遠隔授業は学内ポータルを介したオンデマンド型の授業を基本としたが、一部授業については、

ZoomやTeamsなどを利用して同時双方向型の授業を行った。遠隔授業においても面接授業に相当する教育効果を担保するため、毎授業毎にレポートを課し、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行った。

1月21日からは対面授業を再開し、講義及び実習科目について、通常通り授業を行った。対面授業実施にあたっては、45人定員の講義室については31人以下とするとともに、換気の徹底を図るなどコロナ感染症対策を徹底して行った。

また、教務委員会では、「遠隔授業マニュアル」に基づいて遠隔授業を行うよう各教員に指示するとともに、「遠隔授業実施に際しての注意事項」を発出し、課題を与える場合は1課題につき30分以内で解ける内容とするなど、学生の負担軽減を図るよう取り組んだ。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、浜松医科大学が実施した新型コロナワクチン職域接種に、希望する本学学生・教職員が参加し接種を行った。

#### 7) 将来構想策定部会の開催

本学は、本年度で開学2年目を終え、完成年度となった。将来のビジョンと戦略を明確にして大学の目指す方向性を示すことが急務であると考えられることから、令和3年度は、将来構想策定部会を4回（令和3年6月3日、令和4年1月17日、2月4日、3月10日）開催した。

##### <アンケート調査の実施>

全教職員を対象に「養成する人材像に照らしたカリキュラムの再編成および大学運営に関する見直し」に関するアンケート調査を実施し、取りまとめを行った。

##### <ビジョンと戦略（仮称）の策定期間>

大学のビジョンとは、学長が大学の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿である。専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえこれらを検討していくために、ビジョンと戦略の策定に関する考え方の共有を部会で諮った。令和4年秋までにビジョンと戦略の案を策定し、令和6年度には外向きに発信する案が協議されおおよそのスケジュールとして決定した。

##### <ビジョンと戦略の策定スケジュール>

まず、ビジョンと戦略に関する他大学のリサーチを行い、策定部会内で情報を共有することが決定された。それぞれの委員が全国の国立・公立・私立大学などから2校ずつ選択し、部会内でプレゼンテーションを実施した。それらを参考に、本学のビジョンと戦略の案を固めるプロセスを踏む作業を行った。

本部会の任期は2年であるため、年度を越えて全国の大学の情報を収集し、令和4年秋までに案を作成していく。

##### <その他>

アンケート調査の結果を踏まえ、課題の抽出と取りまとめを行った。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

学生委員会、キャリア・サポート委員会、学生担任による適切な学生支援等を

	<p>実施している。学生表彰規程を新設し、卒業時に5名を表彰した。円滑な指導をするために学生指導内規を改定した。新型コロナウイルス感染症に感染したときの対応方針について、評議会や対策委員会において迅速かつ機動的に決定して運営した。</p>
改善を要する点	<p>B棟のWi-Fiネットワーク環境整備について計画し、整備を進める。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】  静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】  静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】  静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】 ハラスメントの防止等に関する規程等について【資料C 12】  静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生表彰規程【資料A 07-13-2】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】 就職・キャリア支援計画【資料C 08】 資格支援一覧【資料C 09】  学生支援緊急給付金概要【資料C 10】
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】  アグリフォーレ講座開講【資料C 13, 14】 開学記念式典について【資料C 15, 16, 17】 農業機械利用技能者養成研修計画【資料C 18】 R3大型機械研修実績【資料C 19】
新型コロナウイルス対策 COVID-19 への対応・対策として適切な措置を講じている。	保健医務室利用状況【資料C 20】 発熱等のかぜ症状がある学生への対応フロー【資料C 21】 コロナ感染が判明した場合の学生寮対応【資料C 22】 検査の実施なく症状が軽快した場合の対応について【資料C 23】 遠隔授業マニュアル【資料C 24】 遠隔授業実施のガイドライン【資料C 25】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	(短大) 将来構想策定部会アンケート【資料C 27】

## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料





## 1) 自己分析活動の状況

本学では、学則第4章 第16条に基づき教育課程連携協議会を設置している。本協議会は、静岡県立農林環境専門職大学教育課程短期大学部連携協議会規則に則り、本学の教員及び職員に加え、企業や関係団体等から選出された14名の委員とで構成されている。協議会では、「産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関わる基本的な事項」、「産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関わる基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項」を審議している。令和3年度の第1回連携協議会について、当初、9月14日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に掛かる緊急事態宣言の発令により、書面開催とした。カリキュラムや実習等の項目について構成員から提言や意見をいただき、教務委員会、教授会にて対策を協議・共有し、完成年度以降の改善を目指すこととした。第2回連携協議会は3月18日に実施した。カリキュラムにおける主要項目を議題として取り上げ、①GAP、②安全教育、③臨地実務実習についての進捗状況を報告し、意見・提言を聴取した。これらについては次年度以降の教育に反映させることとした。

また、学則第15条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程に則り、学科長、その他3人の教員、及び総務企画課長、教務課長の事務職員2人で構成されている。FD・SD委員会では、5つの事業を実施した。

1つ目の事業として「専門職大学としての本学の今後のあり方と現状の問題点」をテーマとして5グループに分かれて討議する研修会を実施した。また、その後の全体会にて意見を整理・共有し、課題については今後の各種委員会等の議題へ反映させることとした。2つ目の事業として、教員表彰規程を策定し、これに基づき学生からのアンケートを実施し、短期大学部教員を1名学長表彰として推薦し、3月11日の教授会で学長から表彰授与を行った。3つ目の事業として、学生による授業評価アンケートを教務委員会と連携して実施し、その結果は該当教員にフィードバックし、授業方法の改善に役立てることにした。4つ目の事業として、教員相互の授業参観を実施し、それぞれの教員の指導方法改善に役立てた。また、報告書はFD・SD委員会でとりまとめ、各教員へフィードバックした。5つ目の事業として、大学評価アンケートを実施し、その結果を大学運営改善の参考にした。

## 2) 自己分析活動の取り組み（目次） ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	FD・SD研修会の実施	63
2	教員表彰の実施	64

3	学生による授業評価アンケートの実施	65
4	教員相互の授業参観の実施	66
5	大学評価アンケートの実施	67

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	FD・SD研修会の実施
<b>分析の背景</b>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部が開学して2年目となった。文部科学省が専門職大学のあり方について定めているが、実際の運用については、手探りの面も多い。このため、今後、本学の方向性や実際の運用について、教員、職員共に考えて情報を共有することを目的に、討論を実施する。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>グループに分かれて討論 (司会 (FD委員) 1人、書記1人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Teams会議形式</li> <li>・ 討論内容 (各大テーマ、まとめも含めてそれぞれ1時間弱で実施)</li> </ul> <p>大テーマ1 「今後の本学のあり方」</p> <p>例：専門職大学の社会的役割について (教育、研究、その他社会貢献)</p> <p>近未来像 (10、20、30年後、それ以降)</p> <p>大テーマ2 「求める学生像」</p> <p>例：取得資格、卒業後の進路について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まとめた内容は、次の発表会で発表する (各班5分程度)</li> </ul> <p>2) 討論内容の抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理論と実践の橋渡しの実例をあげて教員間で共有すべき。理論は教授が教え、実践は講師が実施するという考え方になっていないか。</li> <li>・ 座学で充分理論が教えられていないため、学生が実習を行う際、その理論をわからず作業を行っている。実習の時間で理論の補足を行いたいが、それをしていない時間的余裕がない。</li> <li>・ 授業のダイジェスト版を発信してもらいたいかもしれない。大学案内用のプロモーションビデオをうまく活用できる可能性がある。</li> <li>・ 短大は入学から卒業が短いため、できる限りのサポートをしていく。このサポートがこの学校のアピールポイント。サポートを手厚くするにはある程度入学定員を絞って行く必要がある。</li> <li>・ 農業の現場で働くことを第一に考えると、危険物や毒劇の資格は必須。フォークリフトや建設重機の資格を持っているとかなり重宝がられる。短大では高校の実習助手を希望する学生が一定数いる。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>教員個々の抱える課題を出し合い共有することで、今後の方向性を議論する足掛かりができた。</p>
<b>関連資料</b>	<p>令和3年度FD・SD研修会グループディスカッション概要【資料D 05】</p>

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 2)	教員表彰の実施
<b>分析の背景</b>	<p>教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、教員表彰を実施する。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。</p> <p>(1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者</p> <p>(2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者</p> <p>(3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者</p> <p>選出については、優れた教員名を記述する学生アンケートにより、最多得票を得た教員とした。</p> <p>2) 選出教員</p> <p>短期大学の坂口講師が最多得票を得たことから、記述意見等を参考に学科長が学長に推薦し、3月11日の教授会にて学長名で表彰した。</p> <p>評価点については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・的確で楽しい圃場実習を実践することができる優れた教員であり、作業のポイントやわかりにくいところも丁寧な指導を実践している。</li> <li>・現場情報をよく知る実務家教員として就活相談にも積極的に対応している。</li> <li>・学生に対して常に親身に対応している。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>学生による評価・推薦で表彰者を決定したことから、受賞教員のモチベーション向上につながったとともに、他の教員にも学生の視線を強く感じる事ができたと考えられる。</p>
<b>関連資料</b>	<p>令和3年度静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞受賞者の決定について 【資料D 06】</p>

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 3)	学生による授業評価アンケートの実施
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、開学して間もないこともあり、講義や実習における指導経験が少ない教員が一定数いる。より質の高い教育を行うことを目的に、直接学生の声を聴き、授業に反映させるため、学生の授業評価の収集が極めて重要と考えられた。</p> <p>短期大学部ではクォーター制となっているため、春期、夏期、秋期、冬期(通年を含む)の4期に分けて、全科目について学生による授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし、講義・実習方法の改善を求めた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>短大1年生の履修学生のアンケート回収率は、春期では77%、夏期では83%、秋期では68%、冬期では65%と徐々に低下した。2年生の春期ではさらに低下して28%となったことから、夏期以降は各授業の最終回にアンケートへの回答を学生に積極的に働きかけた。その結果、夏期では49%、秋期では40%、冬期では58%にまで回復した。</p> <p>今年度の1年次配当科目について、科目全体の平均を前年度と比較すると、「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、前年度4.33ポイントから今年度4.50ポイントと0.17ポイント上昇した。また、「授業の内容や方法について、総合的にみてこの授業に満足していますか」の問いに対しては、前年度4.26から今年度4.37ポイントに0.11ポイント上昇した。科目別にみると、前年度より低下した科目の13に対し、上昇した科目は37であった。昨年度の学生アンケートの結果を踏まえて各教員が授業改善したことにより、学生の授業に対する学びが進むとともに満足度が上昇したと考えられる。しかし一部の科目に満足度が大きく低下したものがあり、注意が必要である。これらは教員の授業姿勢に関する意見によるものであることが記述式回答で明らかになったため、該当教員に啓発指導を行った。</p> <p>総合的に授業の満足度はやや満足という結果であった。科目毎のポイント及び学生からのコメントについては該当教員にフィードバックし、授業方法の改善に役立てることにした。</p>
<b>自己評価</b>	<p>学生による授業評価を全科目において実施し、その結果を教員にフィードバックしたことで、次年度への授業改善が期待できる。</p> <p>学生生活の「慣れ」により回答率が徐々に低下する傾向があるので、アンケートの趣旨を学生に徹底するとともに回答率を上げる取り組みが必要である。</p>
<b>関連資料</b>	<p>令和3年度 短大学生授業評価アンケート【資料D 07】</p> <p>学生による授業評価結果 身に着けた実感と満足度について【資料D 08】</p>

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 4)	教員相互の授業参観の実施
<b>分析の背景</b>	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業の改善が図れるようにするために教員相互の授業参観を実施した。
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接、アポイントメントをとり、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員は期間中、必ず1回以上授業参観を実施し、報告書を作成した。FD・SD委員会において報告書を取りまとめ、3月の教授会で各教員にフィードバックした。</p> <p>2) 報告書の概要</p> <p>ア 授業の参考となった点・気づいた点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明の声、スピードもほどよく、実体験や多くの事例を混ぜながらの説明は理解しやすく、退屈にならないような創意工夫がされている。</li> <li>・理解しづらい内容を、実例を交えて平易な言葉でわかりやすく説明している。</li> <li>・最後に授業の感想について書かせて、その結果をフィードバックすることで、授業の改良・改善に努めている。</li> <li>・学力が低い学生も理解できるように、板書しながら時間をかけて丁寧に解説し、一方で、学力が高い学生向けとして、学術的な理論を追加解説しており、学生全体の満足度を上げている。</li> <li>・配布資料に空欄を設けて学生に記入させ、注意が途切れない工夫をしている。</li> <li>・講義の合間に学生の質問に答え、質問しやすい雰囲気を作っている。</li> <li>・実習だけでなく座学においてもできるだけ実物を持参して、触ったり、切ったりすることで、理解を進めている。</li> </ul> <p>イ 提案や改善を要す必要があった点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もう少し例題を設定し、学生が手を動かせる部分を増やしていく必要がある。</li> <li>・1枚のスライドの情報量が多く、学生が講義のスピードについていけない。</li> <li>・講義担当の教員と実習担当の教員が、互いの授業内容を把握・理解し、相乗効果が出る授業構成にして、理論と実践を結び付けていくことが必要。</li> <li>・授業時にパワーポイントや、授業のアウトラインを示したレジュメ等がなく学修(復習)しにくい。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	各教員に最低1回の授業参観を義務付けたことにより、自己の授業改善への意欲が増進できたと考えられる。次年度以降も継続実施する必要がある。
<b>関連資料</b>	令和3年度 教員授業参観報告(まとめ) 【資料D 02】

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 5)	大学評価アンケートの実施
<b>分析の背景</b>	<p>在校生に教育内容や大学生活等の大学運営全体に関するアンケートを実施し、より良い大学作りへの改善材料とする。次年度以降も同様の設問を設定することで、継続的に改善効果を検証していく。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>学生委員会及び教務委員会において、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、学生アンケートの内容を検討・決定した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い学校作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、設問内容を大きく変えない事で年度毎の改善状況の把握を容易にするとともに、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。</p> <p>2) 評価の概要</p> <p>(ア)カリキュラム等教務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業・学修全般の満足度は、1年生で87%、2年生で75%が満足度を感じていた。</li> <li>・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生では94%、2年生では73%が「それなり」以上の成果を感じていた。</li> <li>・カリキュラム編成に対しては、1年生では15%が「少し」の入れ替えを望んでいたが、2年生では68%が「少し」以上の入れ替えを望んでいた。</li> <li>・講義科目への満足度では、1年生は69%、2年生では53%が「やや満足」以上であり、2年生での講義科目への満足感が低下していた。</li> <li>・実習科目への満足度では、1年生は82%、2年生では77%が「やや満足」以上であり、実習科目に関しては満足度の低下が少なかった。</li> <li>・記述意見をみると、2年次配当科目の1年次への配置替えの要望や、冬期での必修講義科目の多さに対する不満が多かった。</li> <li>・以上、カリキュラム関係では、2年生の講義科目への満足度が低下しており、検討する必要がある。</li> </ul> <p>(イ)学生生活・就職活動等関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生生活全般では、新型コロナ感染症対策に遭遇した差異が、満足度に影響していた。すなわち、短期間で対策指針が変化したことの影響を受けた2年生では、学内での対策を68%が適正、25%が不足を回答したのに対し、対策指針の変化の影響の少ない1年生は、82%が適正と回答し、不足と回答した割合は13%で</li> </ul>



	<p>あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策は、外部との接触が必須となる資格取得や自治活動(学園祭、サークル活動等)に大きく影響し、資格取得に関する満足度(満足・すごく満足の割合)は、各種の制限を受けた2年生の50%に対し、対策が定型化された1年生では83%、自治活動については2年生の18%に対して1年生は82%と大きく異なった。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に対する経済支援(奨学金等)については、経済的な影響を受ける学生からの満足度は高い反面、影響の少ない家庭の出身者は関心が低かった。</li> <li>・施設面に対する回答では、新寮を利用できなかった2年生の満足度は2年生の47%に対し、新築の新寮を利用できた1年生では88%と、大幅に向上した。</li> <li>・ただし、学生生活全般、寮生活についての満足度については、1年生の76%、59%に対し、2年生が71%、50%と学生生活や寮生活に対する充実感に大きな差はなかった。</li> <li>・身体や心のケアについては、満足度は、2年生の43%に対して1年生は65%と向上していたが、その背景には相談を要する機会の増加もあるため、大学全体でケアできる体制の強化を検討する必要がある。</li> <li>・進路指導に対する満足度は、2年生の68%に対して1年生は84%と大きく向上したが、県外出身者からは県外の進路情報が少ないとの意見があり、今後、県外の進路開拓を検討する必要がある。</li> <li>・入学後の勉強に対する意欲、コミュニケーション能力・協調性の向上については、1年生、2年生とも大きな差はなく、概ね8割の満足度が示された。</li> </ul> <p>以上、これらの結果を大学運営改善の参考にした。</p>
<p>自己評価</p>	<p>授業・学修全体については多くの学生が満足感を感じられており、特に1年生については前年度よりも満足度や学修成果の実感は高くなった。一方で、2年次の配当講義科目については、その履修時期等に対して不満をもつ学生が散見したことから、早急に改善していく必要がある。</p>
<p>関連資料</p>	<p>令和3年度 大学評価アンケート結果〈短大〉【資料D 09】</p>



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料



## 1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1) 新入生の大学での学びの手引きとなるよう、基本的な学び方をまとめた「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」、並びに実習・演習を安全に行えるよう、薬品や実験器具、農機具等の基本的な使用上の注意をまとめた「実験・実習安全の手引き」を作成し、全学生に配布・説明した。
- 2) 各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。
- 3) 先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。
- 4) 本学の特色である農林業実習（総合実習、圃場実習、演習林実習）について、「実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学び」に取り組んだ。
- 5) 本学の特色である実習作業が円滑に実施できるよう、実習圃場委員会において実習担当教員と関係事項の検討や情報共有を行った。
- 6) 本学が特に力を入れている企業実習の進め方について、臨地実務実習委員会において細部の検討や情報共有を行い、事前準備・企業実習・事後学習の指導に取り組んだ。
- 7) 2年次に実施するプロジェクト研究について、取りまとめ方、発表会等について代表教員を中心に検討し、プロジェクト研究発表会・卒業論文の指導を行った。
- 8) 本学の専門職業人養成のための研究を進めるため、静岡県の研究機関、地域の農林業現場との連携を開始した。

## 2) 特色ある教育研究の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	新入生に対する学修手引書の説明（アカデミック・スキルズ 学びの手引き、実験・実習安全の手引き）	73
2	学修効果の高い授業の取組について（動画や実物の活用）	75
3	教員研究の実施	76
4	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて	77
5	実習圃場委員会の活動	79
6	臨地実務実習委員会（短期大学部）の活動	80
7	プロジェクト研究への取組指導	81

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	新入生に対する学修手引書の説明
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、現場に即した実践力と創造力を備えた人材の育成を目指していることから、実習や演習に多くの時間を費やし、危険な作業を行ったり、薬品を使用したりすることが多い。このため、令和2年度に新入生に対する大学での学び方の基本的なものをまとめた本学独自の手引書を2冊作成し、在学生に配布した。しかし、冊子の活用頻度が低いと思われる学生がいたことから、新入生に手引書の説明を行う必要があった。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) アカデミック・スキルズ -学びの手引き- の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に編集委員会で作成した、「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」(A4判 47頁)(大学で学ぶ上での基本的な事項を取りまとめた手引書)について、新入生全員に配布し、4月15日の新入生セミナーで執筆者の代表者が説明をした。</li> <li>・この冊子は、Ⅰ 専門職大学で学ぶ、Ⅱ 大学での学び方、Ⅲ 守るべきルールとマナーの三章で構成され、高校と大学の学びの違い、授業やレポートの作成、議論・発表の要点、図書館の利用方法、メールを含めたインターネット情報の活用方法、本学独自の様々な実習での学び方や学生が守るべきルールとマナーなど、短大における基本的な学び方についてわかりやすく解説している。</li> </ul> <p>2) 実験・実習安全の手引きの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に研究推進委員会で作成した手引書(「実験・実習」安全の手引き(A4判 58頁))について、新入生に配布し、4月15日の新入生セミナーで学科長から説明を行った。</li> <li>・「「実験・実習」安全の手引き」には化学薬品、ガス、実験器具の取扱方法、圃場実習(農業機械の使用法、林業機械、家畜管理)等、安全に実験実習を行うための内容、事故発生時の連絡先や応急処置の方法が、わかりやすく記載されている。</li> <li>・冊子を配布するだけでなく、説明をすることで学生が冊子の内容を理解しやすくなり、読むきっかけになったと考えられた。</li> <li>・また、この2つの冊子を事前に学生に読ませることで、効果的また安全に授業に取り組めたものと思われる。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい手引書である「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」と「実験・実習安全の手引き」の冊子について、全員の前で説明することで、冊子を読むきっかけになったと考えられた。</li> <li>・また、この冊子を事前に読むことにより、学生、教員とも共通意識で取り組むこ</li> </ul>

	とができると考えられた。
関連資料	<p>アカデミック・スキルズ ー学びの手引きー【資料E 02】</p> <p>実験・実習安全の手引き 安全な学習のために【資料E 03】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 2)	学修効果の高い授業の取組について（動画や実物の活用）
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、生産における実践力や付加価値向上の創造力を養成することをカリキュラムポリシーに掲げている。このことから、各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 動画の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業に関係した動画を多くの教員が講義で活用している。</li> <li>・動画はインターネットで公開されているもの、テレビで放送されたもの、自作動画などがあり、目と耳から学生に見せることで、より理解が深まると考えられる。</li> <li>・特に技術の必要な顕微鏡下での作業や牛の精液採取、果樹のせん定、野菜定植作業、現場まで距離のある山奥での作業、危険な作業等で動画活用の効果が高く、実習では動画を見せてから行うと指導時間が短縮された。</li> <li>・また、実際のチェーンソーの作業をビデオで撮影し、操作者に自分の行動を確認させることも行った。</li> </ul> <p>2) 実物の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義で様々な実物を示し、実際学生に触らせたり操作・体験させたりする授業を行っている。</li> <li>・県内の土壌、県内で栽培されている野菜の種子、肥料、果実の障害果、柑橘の種子、フラワーアレンジメント、畜産の飼料、卵巣からの卵子吸引及び検卵等</li> <li>・実物を見たり、体験したりすることで、学生の授業に対する意欲が高まった。</li> </ul> <p>3) VR（仮想現実）ゴーグルとアプリの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業では、危険な作業が多いことから、VRゴーグルを装着し、作業の疑似体験をしてから、実習に臨んでいる。</li> <li>・このことにより、危険な作業においても、安全な作業手順を学ぶことができる。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>各教員は、他の教員が行っている学修効果のありそうな方法や自分の授業でも実施可能な方法について、授業構成の参考にし、学修効果の向上に努めた。</p>
<b>関連資料</b>	令和3年度教員活動調査（教育活動関係）【資料E 04】

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 3)	教員研究の実施																																																	
<b>分析の背景</b>	本学では、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上を図るための先端技術を導入する能力をディプロマポリシーに掲げている。教員が先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。																																																	
<b>分析の内容</b>	本学教員により、下記のとおり研究活動が実施された <table border="1" data-bbox="354 622 1402 1556"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>内容</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>研究論文発表</td> <td>8名 (査読あり16報、査読なし3報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>著書</td> <td>14名 (10冊 20報)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>学会発表</td> <td>11名 (23報)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>冊子への公表</td> <td>7名 (20報)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>教員研究</td> <td>20名 (27テーマ)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>国内外の大学・研究機関・企業との共同研究</td> <td>6名 (7テーマ)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>国内外の大学・研究機関との学術交流</td> <td>2名 (客員准教授、客員共同研究員)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域と連携した研究</td> <td>3名 (3テーマ)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>企業・農業団体・研究機関等からの受託研究</td> <td>4名 (4テーマ)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>科学研究費補助金への申請</td> <td>4名 (4テーマ)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択</td> <td>2名、1グループ (3テーマ)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>民間団体の研究助成金の申請・採択</td> <td>7名 (10テーマ)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>学会賞等の受賞</td> <td>1名 (園芸学会功労賞)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>出願した特許</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>研究成果の報道</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		No	内容	数	1	研究論文発表	8名 (査読あり16報、査読なし3報)	2	著書	14名 (10冊 20報)	3	学会発表	11名 (23報)	4	冊子への公表	7名 (20報)	5	教員研究	20名 (27テーマ)	6	国内外の大学・研究機関・企業との共同研究	6名 (7テーマ)	7	国内外の大学・研究機関との学術交流	2名 (客員准教授、客員共同研究員)	8	地域と連携した研究	3名 (3テーマ)	9	企業・農業団体・研究機関等からの受託研究	4名 (4テーマ)	10	科学研究費補助金への申請	4名 (4テーマ)	11	科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択	2名、1グループ (3テーマ)	12	民間団体の研究助成金の申請・採択	7名 (10テーマ)	13	学会賞等の受賞	1名 (園芸学会功労賞)	14	出願した特許	1件	15	研究成果の報道	2回
No	内容	数																																																
1	研究論文発表	8名 (査読あり16報、査読なし3報)																																																
2	著書	14名 (10冊 20報)																																																
3	学会発表	11名 (23報)																																																
4	冊子への公表	7名 (20報)																																																
5	教員研究	20名 (27テーマ)																																																
6	国内外の大学・研究機関・企業との共同研究	6名 (7テーマ)																																																
7	国内外の大学・研究機関との学術交流	2名 (客員准教授、客員共同研究員)																																																
8	地域と連携した研究	3名 (3テーマ)																																																
9	企業・農業団体・研究機関等からの受託研究	4名 (4テーマ)																																																
10	科学研究費補助金への申請	4名 (4テーマ)																																																
11	科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択	2名、1グループ (3テーマ)																																																
12	民間団体の研究助成金の申請・採択	7名 (10テーマ)																																																
13	学会賞等の受賞	1名 (園芸学会功労賞)																																																
14	出願した特許	1件																																																
15	研究成果の報道	2回																																																
<b>自己評価</b>	本学教員により、多くの研究が実施され、発表が行われた。																																																	
<b>関連資料</b>	令和3年度教員活動調査 (研究活動関係) 【資料E 05】																																																	



### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 4)	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて																			
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、栽培（野菜・花き・茶・果樹）・林業・畜産の各分野の生産を牽引できる実践力と創造力を備えた生産現場のリーダー的生産者の育成をディプロマ・ポリシーとして掲げている。</p> <p>実践力と創造力を身につけるためには、圃場で実際に作物や土壌、木材や家畜に触れることが重要であることから、実習時間が多いカリキュラムが組まれている。</p>																			
<b>分析の内容</b>	<p>1) 1年春期・夏期は総合実習が行われ、全員が野菜・花き・茶・果樹・林業・畜産をローテーションで回り、その時期に行うべき基礎的作業を体験する（下表）。夏期終了時点で、学生の希望を踏まえてコースに分かれ、より高度な実習に移行する。</p> <p>2) 圃場実習Ⅰは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、林業コース、畜産コースそれぞれの作業について、より高度で実践的な作業を実施した。</p> <p>3) 2年春～秋期は、圃場実習Ⅱとしてさらに発展した作業体系を体験する学修に進んでいくことで、生産現場のリーダーに必要な技術と知識を身に付けていく。</p> <table border="1" data-bbox="368 1039 1394 1910"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 1039 448 1070">コース・専攻</th> <th data-bbox="448 1039 587 1070">品目</th> <th data-bbox="587 1039 1394 1070">具体的な実習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1070 448 1167" rowspan="4">栽培コース</td> <td data-bbox="448 1070 587 1167">野菜</td> <td data-bbox="587 1070 1394 1167">施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1167 587 1429">花き</td> <td data-bbox="587 1167 1394 1429">露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1429 587 1491">茶</td> <td data-bbox="587 1429 1394 1491">茶</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1491 587 1621">果樹</td> <td data-bbox="587 1491 1394 1621">ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1621 448 1718">林業コース</td> <td data-bbox="448 1621 587 1718">スギ、ヒノキ、しいたけ</td> <td data-bbox="587 1621 1394 1718">樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1718 448 1910">畜産コース</td> <td data-bbox="448 1718 587 1910">大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）</td> <td data-bbox="587 1718 1394 1910">牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）</td> </tr> </tbody> </table> <p>各コース・専攻別に、それぞれの分野で経験豊かな実務家教員が生産現場に即した実践的な指導を行っている。</p>		コース・専攻	品目	具体的な実習内容	栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）	茶	茶	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ	林業コース	スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理	畜産コース	大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）
コース・専攻	品目	具体的な実習内容																		
栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）																		
	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）																		
	茶	茶																		
	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ																		
林業コース	スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理																		
畜産コース	大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）																		

自己評価	<p>授業評価アンケートでは、「農林畜産業について基本的なことを幅広く学ぶことができた」、「実習では実際に農作業を行うことで、座学やただ話を聞くよりも実践的でよく理解できた」、「生産に関する知識・技術に関して幅広く学ぶ姿勢を醸成する効果が十分にあった」等の意見があった。多くの時間を実習に費やしていることから、卒業後に生産者になるための技術習得が順調にできていると考えられる。</p>
関連資料	<p>学生による授業評価アンケート（総合実習・圃場実習Ⅰ・圃場実習Ⅱ）【資料E06】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 5)	実習圃場委員会の活動
<b>分析の背景</b>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部では、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場で必要な知識、技術の習得や先端技術への理解を図るため、圃場実習が重要な位置づけにある。実習圃場委員会では、各専門分野における実習が円滑に実施できるよう実習担当教員との情報共有に努めた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>本学の専門教育において重要な位置づけを占める圃場実習を円滑に実施し、履修する学生の学修効果を高めるために、全8回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。</p> <p>第1回：圃場当番、技術職員の業務内容、生産物収入の取扱い、圃場運営費について検討。</p> <p>第2回：夏季の学生当番、校内での生産物販売、農業機械及び刈払い機実習などの担当教員割振り、総合実習の学生への連絡方法、教育計画書について検討。</p> <p>第3回：教員向け機械研修、土日当番の確認方法、夏期休業中の学生当番、圃場実習Ⅱの実施状況、農薬の適正な管理、夏期休業中の校内販売、圃場運営費の執行状況、熱中症対策について検討。</p> <p>第4回：農作業事故への対応、圃場危険箇所点検、当番の安全確保、農薬の適正管理について検討。</p> <p>第5回：圃場危険箇所点検結果と対応、実習での安全確保、農薬の適正管理、農産物販売、物品の購入、(株)スズキ・サポートとの協定書について検討。</p> <p>第6回：実習中に発生した事故報告、圃場内の施設・機械の修繕、校内販売、圃場運営費及び生産物収入、林業分校跡地の使用、農業機械安全対策研修について検討。</p> <p>第7回：圃場実習Ⅱでの公用車利用、遊水池の利用、GAP導入のお願い、農薬の棚卸、農業機械研修(牽引・限定解除)、校内販売会の実施、予算の割り振り。総合実習の実施、実習科目の遠隔授業実施の対応について検討。</p> <p>第8回：令和4年度圃場運営、農薬の棚卸、富士市市有林に関する協定書について検討</p> <p>以上により令和3年度圃場実習の円滑な実施に努めた。</p>
<b>自己評価</b>	<p>令和3年度は圃場実習の円滑な実施のための情報共有、圃場作業中の事故対策、職員向け安全対策研修会の実施、連携団体等との協定書案の検討を通じ、圃場実習が円滑に行われ、学修効果が高まるように努めた。</p>
<b>関連資料</b>	

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 6)	臨地実務実習委員会の活動
<b>分析の背景</b>	<p>令和3年度春期から本学1期生が生産者や企業の下で企業実習を実施する。本学では企業実習を円滑に実施するため、臨地実務実習要綱（短期大学部）の作成、実習受け入れ先の拡充、学生の希望調査等の事前準備とともに、学生に対する事前・事後学習、報告会の指導を通じて企業実習の学修効果が高まるように努めた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>令和3年4月開講の春期企業実習（野菜前期）から、秋期（11月）までの栽培、畜産、林業の全コースの企業実習が円滑に実施できるよう、全6回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。</p> <p>第1回：企業実習（春期）の準備状況の確認。夏期、秋期の受け入れ経営体の追加、受け入れ経営体訪問、成績評価項目、報告会について検討。</p> <p>第2回：企業実習（春、夏期）の実施状況、秋期の準備状況、受け入れ経営体訪問、報告会（夏期）の準備、秋期の企業実習期間中の公用車確保について検討。</p> <p>第3回：企業実習（秋期）の準備状況、報告会（夏期）の開催結果、秋期の企業実習期間中の公用車の確保、報告会（夏期）の準備について検討。</p> <p>第4回：企業実習（秋期）の準備状況、報告会（夏期）の成績評価、秋期の企業実習期間中の公用車の確保について検討し、最も多くの学生が実習を行う秋期企業実習の円滑な実施ができるよう準備した。</p> <p>第5回：令和4年度の企業実習の各部門の準備状況、計画について検討した。</p> <p>第6回：令和4年度 企業実習の準備状況、新規受け入れ経営体について検討した。特に野菜部門では春期20人の企業実習を実施するため具体的な計画を検討した。また、令和4年度秋期は4大の学生も企業実習を行うために、今後の情報共有について意思統一を図った。</p> <p>以上により企業実習の円滑な実施に努めた。</p>
<b>自己評価</b>	<p>令和3年度はこれまでの準備に加え、教員の企業へ訪問や企業実習後の発表会についても定期的に情報共有と準備を行うことで、短期大学部1期生の企業実習を円滑に実施することができた。</p> <p>併せて、令和4年度の企業実習に向けての準備を順調に進めることができた。</p>
<b>関連資料</b>	

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 7)	プロジェクト研究への取組指導
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、学修の集大成としての総合科目である「プロジェクト研究」を2年次に実施することから、1年次に学生個々のテーマ設定や教員とのマッチングを実施し、4月からプロジェクト研究が実施された。プロジェクト研究の発表会と卒業論文の提出については初めての取組となったことから、学科長から指名された3名の代表教員を中心に協議を重ねた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>学生へのプロジェクト研究の取組指導は、担当教員と学生とで4月から個別に行われた。一方、プロジェクト研究の発表会と論文の提出について、本学で初めてのことであったことから協議を重ね、実施した。</p> <p>12月3日：プロジェクト研究の発表会の進め方、発表の評価、優秀賞の選定について検討した。</p> <p>1月12日：プロジェクト研究発表要旨、発表パワーポイント、論文、成績評価、論文の製本について検討し、提出締切日が示された。</p> <p>1月13日：教授会にて、発表会等について提案し、了承された。</p> <p>2月16日：栽培コース野菜専攻（26名）の発表会</p> <p>2月17日：栽培コース野菜専攻（10名）・花き専攻（8名）・茶専攻（7名）の発表会</p> <p>2月22日：栽培コース果樹専攻（8名）・畜産コース（10名）・林業コース（7名）の発表会</p> <p>4月1日：プロジェクト研究の反省及び改善点について検討した。</p> <p>プロジェクト研究の発表会を2月16日、17日、22日の3日間で実施し、1期生全員が研究発表を行った。発表会の運営（司会、タイムキーパー、照明係、マイク係）は学生が役割分担して行った。研究発表の内容（話し方、スライド、時間、成果の提示、論理性と客観性、質疑応答）について、毎回5人の教員による審査が実施され、最優秀賞1名、優秀賞5名が選ばれた。</p> <p>卒業論文については、締切日の2月28日までに全ての学生が提出した。</p> <p>2期生のプロジェクト研究については、前年と同様にテーマ設定や教員とのマッチングを実施し、問題なく研究への取組準備が行われた。</p>

<p><b>自己評価</b></p>	<p>プロジェクト研究の実施、発表会、論文の取りまとめについては、本学で初めての取組であったが、ほとんどの学生が計画的に進めることができた。一部の学生については、実験の実施と取りまとめに苦勞していたが、教員の適切な指導により論文提出ができた。論文提出後に担当教員により反省会が行われ、次年度への向けての改善点が提案された。</p>
<p><b>関連資料</b></p>	<p>プロジェクト研究に関する履修ガイド【資料E 07】  プロジェクト研究ルーブリック評価【資料E 08】  プロジェクト研究勧めたいテーマ【資料E 09】  プロジェクト研究指導教員一覧表【資料E 10】</p>

## 認証評価共通基礎データ





認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和4年5月1日現在)

事項		記入欄										備考		
大学の名称		静岡県立農林環境専門職大学短期大学部												
学校本部の所在地		静岡県磐田市富丘678-1												
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考		
		生産科学科	令和2年4月1日	静岡県磐田市富丘678-1										
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地								備考		
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地								備考		
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地								備考			
学生募集停止中の学部・研究科等		-												
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等										備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人当たりの在籍学生数		
			生産科学科	6人	5人	9人	0人	20人	10人	3人	0人	27人		9.2人
			(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
	計		6人	5人	9人	0人	20人	10人	3人	0人	27人	9.2人		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考	
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員		
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	計													
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考	
			専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数	助手	非常勤教員		
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計														
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考						
		校舎敷地面積	-		m	18,076m <sup>2</sup>		18,076m <sup>2</sup>	校地等及び校舎は大学と共有					
		運動場用地	-			10,469m <sup>2</sup>		10,469m <sup>2</sup>						
		校地面積計	-	m <sup>2</sup>		28,545m <sup>2</sup>		28,545m <sup>2</sup>						
	その他	-			52,499m <sup>2</sup>		52,499m <sup>2</sup>							
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計								
	校舎面積計	m <sup>2</sup>	366m <sup>2</sup>	6,039m <sup>2</sup>	494m <sup>2</sup>	6,899m <sup>2</sup>								
	校舎等	学部・研究科等の名称	室数											
			生産科学科	21室										
			区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
教室等施設			16室	-	7室	1室	-							
サテライトキャンパス等														
図書館・図書施設等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数											
		図書館	710.77m <sup>2</sup>	104席										
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕										
		図書館	15,666〔390〕冊	107〔21〕種	21〔21〕種									
			〔 〕	〔 〕	〔 〕									
	計		〔 〕	〔 〕										
体育館	面積													
	904m <sup>2</sup>													

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和4年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
	生産科学科	志願者数	86	116	115			0.87		
		合格者数	84	104	101					
		入学者数	77	92	92					
		入学定員	100	100	100					
		入学定員充足率	0.77	0.92	0.92					
		在籍学生数	77	169	184					
		収容定員	100	200	200					
	収容定員充足率	0.77	0.84	0.92						
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
収容定員										
合計		志願者数	86	116	115	0	0	0.845		
		合格者数	84	104	101	0	0			
		入学者数	77	92	92	0	0			
		入学定員	100	100	100	0	0			
		入学定員充足率	0.77	0.92	0.92					
		在籍学生数	77	169	184	0	0			
		収容定員	100	200	200	0	0			
	収容定員充足率	0.77	0.84	0.92						
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
収容定員										

<編入学>

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
	生産科学科	入学者数(2年次)	—	—	—			
		入学定員(2年次)	—	—	—			
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	